

**別冊2**

**県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）**

**【教育警察常任委員会提出資料】**

**平成22年10月7日  
教育委員会**

# 県立特別支援学校整備第二次実施計画（案）

## 1 はじめに

### （1）「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の趣旨

県教育委員会では平成18年10月、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を策定しました。

この「基本計画」に基づき、平成19年度から平成22年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を示して、県立特別支援学校<sup>\*1</sup>の具体的な整備を進めてきました。

現在、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育振興ビジョン（仮称）」の策定を進めています。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から検討を進めているところです。また、特別支援学校の整備については、施設設備等に関わる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）として示すこととしました。

### （2）「第一次実施計画」の取組の状況

- 1 桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校（小学部、中学部、高等部）を、平成24年4月の開校を目指し、桑名高等学校衛生看護分校の敷地に整備を進めます。
- 2 西日野にじ学園の過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成20年4月から、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門<sup>\*2</sup>を設置するとともに、平成22年4月からは、通学可能な高等部生徒を受け入れるため、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。

---

#### \* 1 特別支援学校

特別支援学校は、対象となっている5種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校です。

#### \* 2 教育部門

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、従来の盲学校・聾学校・養護学校が特別支援学校制度として、一本化されたため、障がい種別で専門的に対応してきた各学校において、その対象を明示する必要があることから「教育部門」として表記します。

- 3 津市にある城山特別支援学校と草の実リハビリテーションセンターに併設されている草の実特別支援学校は、両校とも肢体不自由児を対象としており、近隣の位置にあったことから両校を統合して管理運営を一元化し、互いの施設や設備を有効に活用できるようにするために、平成21年4月から、草の実特別支援学校を城山特別支援学校草の実分校としました。
- 4 東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまで尾鷲小学校の施設を借用していましたが、平成21年4月から、尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)に移転しました。
- 5 訪問教育<sup>\*3</sup>については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング<sup>\*4</sup>等での指導のため、肢体不自由特別支援学校において行います。そこで、現在の児童生徒の在籍状況を踏まえ、知的障がい特別支援学校の西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から北勢きらら学園に、稲葉特別支援学校的訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において行うこととし、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育の充実を図ります。

### (3) 県立特別支援学校の整備に関する課題

「第一次実施計画」に基づく整備を進めてきましたが、県立特別支援学校に関しては、引き続き、次のような課題があります。

- 1 知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務となっています。
- 2 特別支援学校は、広域にわたる通学区域をかかえていることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。

また、これまで、関係自治体からも、整備が求められる地域があり、県内の特別支援教育の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要があります。

- 3 特別支援学校の整備と児童生徒の通学を支えるスクールバスの配備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあります。

## 2 「第二次実施計画」の基本方針

県教育委員会では、「三重県教育振興ビジョン（仮称）」策定のため、教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討を進めています。

その第1部会においては、今後の特別支援教育のあり方と「第二次実施計画」の策定を検討事項として審議を重ねてきました。

---

### \*3 訪問教育

訪問教育は、重い発達障がいや身体障がいを有する等により通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭（在宅訪問）、病院及び児童福祉施設等（施設訪問）に教員を派遣して行う教育形態をいいます。

今後、早期からの一貫した教育支援が重要となることから、保育所や幼稚園、あるいは高等学校における特別支援教育の推進に伴って、特別支援学校からの助言や支援要請が増えると見込まれています。また、それらの要請に的確に応えていくためには、高い専門性を活かしたセンター的機能<sup>\*5</sup>の充実を図る必要があります。

このことから、地域に根ざした学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めています。

### (1) 緊急課題への対応

知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いている、特に、高等部の生徒数の増加が著しく、教室等の確保が難しいなどの過密な状況になっている学校があります。

このため、特別支援学校の適正配置に留意し、既存施設を有効に活用する視点から、改修等による教室の確保に努めるとともに、その準備が整うまで暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図ります。

### (2) 適正な規模及び配置

県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を15校（うち分校3校）設置していますが、そのうちの6校が津市にあります。また、15校全体では、児童生徒数が増加傾向にありますが、減少している学校もあります。

このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。

その際には、既存施設等を有効に活用することを基本とするとともに、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。

---

#### \*4 スクーリング

ふだん、家庭や病院等で訪問教育を受けている児童生徒が、体調や学習内容に応じて学校に登校して学習することをスクーリングと言い、年間を通じて計画的に行っています。スクーリングの授業は、通学籍の同年齢の学級や学習グループの授業に参加したり、訪問教育の教室で訪問教育児童生徒による合同スクーリングなどが行われたりします。

---

#### \*5 センター的機能

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的機能として、以下の6点を例示しています。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設整備等の提供機能

### (3) 高等部の教育の充実

県立特別支援学校の高等部への入学者数が増加傾向にあり、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。

このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの設置を検討するとともに、職場実習や就労体験等を中心とした職業教育の充実、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、職能技術・生活技能を高める特色あるカリキュラムの開発、「個別の教育支援計画」を活用した中学校との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習<sup>\*6</sup>の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。

### (4) 複数障がい種別への対応

県立特別支援学校では、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しており、地域の実情や施設の整備等を踏まえ、複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整えます。

このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数の障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備します。

## 3 「第二次実施計画」期間の取組

### (1) 地域における課題への対応

#### ① 東紀州地域

東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成21年4月に移転し、教育環境の整備を行いました。

しかしながら、熊野市に設置している特別支援学校東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等も課題があり、また、施設面を含めた機能統合についての検討が必要です。今後、地域の実態や地元で合意された内容を踏まえ、既存施設の有効活用を視野に入れ、可能な限り早期の整備について検討を進めます。

---

#### \* 6 交流及び共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したもののです。

## ② 中勢、松阪、南勢志摩地域

この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する特別支援学校玉城わかば学園については、高等部生徒の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定的にプレハブ校舎を整備します。

また、この地域は市町村合併で行政区域に変更があったことや地形的にも広範な通学区域となっており、障がい保健福祉圏域<sup>\*7</sup>における連携も必要なことから、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校を整備し、松阪地域における特別支援教育のセンター的機能を担う拠点校とすることを検討します。

併せて玉城わかば学園の適正規模化を図ります。

## ③ その他の地域

小・中学校における特別支援学級の児童生徒数が全県的に急増している状況があることから、上記以外の地域においても、今後も高等部生徒数の増加が見込まれるため、今後ともその推移を早期に見極め、対応を検討します。

## (2) 特定の課題への対応

### ① 通学時間の改善

児童生徒が県立特別支援学校に通学するために、県全体で39台のスクールバスを配備しています。しかし、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。

このため、児童生徒の通学時の安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、平成20年度に2台、平成21年度にもさらに3台のスクールバスを増車してきました。

現在、高等部を中心に、自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨していますが、通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮に向け、今後も児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。

### ② 盲学校及び聾学校のあり方

盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されています。

\*7 障がい保健福祉圏域

市町だけでは対応が困難である広域的な施策として、専門的な相談・助言を行う障がい者地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、県が複数市町を含む広域的圏域として保健福祉事務所の管轄区域ごとに設定しています。

## ア) 盲学校のあり方

盲学校は、小学部、中学部への入学希望者が減少していますが、全盲、弱視、視野狭窄等の障がいに対応した県内唯一の視覚障がい教育の専門的機関として、県内の対象児童生徒の就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要があります。

高等部及び高等部専攻科<sup>\*8</sup>に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。

のことから、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。

## イ) 聾学校のあり方

聾学校は、聴覚管理、聴覚障がい児の心理状態の把握、学習上生活上の配慮の仕方などについての支援や、研修支援など県内唯一の聴覚障がい教育の専門的機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります。

聴覚障がい児については、特に早期からの支援が重要であり、コミュニケーション能力の向上のためには、手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要があります。

また、生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えるとともに、教職員の専門性の向上も重要な課題として取り組んでいきます。

## ③ 寄宿舎のあり方

これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮しつつ、総合的・計画的に検討を進めます。

---

### \* 8 専攻科

盲学校においては3年、聾学校においては2年を修業年限として、資格取得のための専門的な学科を設置しています。

#### ④ 医療・福祉等の関係機関との連携

県立特別支援学校には病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。

今後、医療・福祉等の関係機関の統合や整備が想定されていることから、その進展を見極めながら対応を検討していきます。

### 4 第三次以降の実施計画について

#### (1) 「第三次実施計画」の方向性

- 1 平成27年度から平成30年度までの4年間の実施計画とします。
- 2 児童生徒一人ひとりの進路希望や就労ニーズを踏まえ、自立や就労を目指した高等部及び高等部専攻科の教育の充実をはかります。
- 3 寄宿舎については、児童生徒の通学条件や障がい種別に配慮しつつ、ソフト・ハード両面の整備の視点から、統合を具体的に進めます。

#### (2) 第三次以降の実施計画

平成27年度以降の整備計画については、「第一次実施計画」及び「第二次実施計画」の進捗状況を勘案したうえで、児童生徒や保護者のニーズ、社会の変化にあわせて、広い視野で県立特別支援学校の課題に対応していきます。

県立特別支援学校整備実施計画期間

期間＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27～
第一次実施計画				→					
第二次実施計画					→				
第三次実施計画								→	

## 参 考 資 料

・平成18年10月三重県教育委員会  
「三重県における特別支援教育の推進について」(基本計画)

より抜粋

## I 特別支援教育への移行

《 中 略 》

《特別支援教育の理念》

《 中 略 》

特別支援教育とは、小・中学校において通常の学級に在籍するLD等の児童生徒を含む障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

《特別支援学校への移行》

本年6月に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」で示されたように、平成19年4月1日から、特別支援学校制度の創設により、これまで障がいの種別ごとに設置されてきた盲・聾・養護学校は、複数の障がい種別に対応できる学校に移行し、名称を「特別支援学校」に一本化することになります。また、特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、必要な助言又は援助を行う、地域のセンター的役割<sup>\*5</sup>を担うことになります。

《 中 略 》

## IV 具体的施策

《 中 略 》

### 3 特別支援学校の整備計画と適正配置

【現状と課題】

#### (1) 盲・聾・養護学校の現状

本県では、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた適切な教育の場を設けて専門的な教育を行うことを基本的な考え方とし、これまで盲・聾・養護学校の設置を進め、現在14校の盲・聾・養護学校（分校を含む）を設置しています。

また、現在、盲学校及び養護学校9校では、広域にわたる通学区域を抱えることから、スクールバスを配備しています。盲・聾・養護学校5校においては、通学が困難な児童生徒に宿舎を提供するため寄宿舎を設置しています。

さらに、養護学校7校において、病院内に長期入院している児童生徒や、障がいの状態が重度であるため通学が困難な児童生徒に対して、訪問教育を実施しています。

## (2) 盲・聾・養護学校の課題

現在の盲・聾・養護学校の設置状況等については、次のような課題があります。  
《設置上の課題》

- ・ 盲・聾・養護学校14校（分校1校を含む）のうち6校が津市に設置されており、適正な配置のあり方について検討する必要があります。
  - ・ それぞれの障がい種別ごとに設置された現在の盲・聾・養護学校では、子どもの障がいに対応した学校に通学するために、長時間を要する幼児児童生徒もいます。
  - ・ 北勢きらら学園、西日野養護学校、玉城わかば学園においては、中学部・高等部の在籍者数が年々増える傾向にあり、今後も在籍者数の増加が見込まれますが、校地や施設の拡張、普通教室等の確保が難しい状況になってきています。
  - ・ これまで、本県では、養護学校の整備やスクールバスの配備を進め、通学条件の改善に努めてきました。この結果、通学困難を理由とする児童生徒の寄宿舎への入舎は僅少となり、全体の舎生数も減少傾向にあり、集団生活による社会性の育成や生活技能の獲得への影響も懸念されています。
- 今後も、ノーマライゼーションの進展や「障害保健福祉圏域」\*13を中心とした地域重視の施策の推進が予想されることから、特別支援学校の再編整備計画と照らし合わせながら、寄宿舎の見直しを図る必要があります。
- ・ 現在、訪問教育を実施している学校の中には、知的障がいの養護学校もあるため、教育課程との整合や自立活動における指導内容・方法等の弹力的な対応が困難な場合があります。今後の特別支援学校への移行に合わせて、在籍児童生徒数の推移、市町村合併による居住地域と通学区域の変化等に留意しながら、改めて訪問教育のあり方やその配置について検討することが必要となっています。

《教育指導上の課題》

### 《 中 略 》

- ・ 盲学校及び養護学校においては、児童生徒の障がいの状態や程度が多様であり、保護者の負担も大きいことから、本人及び保護者の心身の負担軽減や安全な通学手段の確保のため、最低限必要な通学の基幹経路を運行して、スクールバスによる送迎を行っています。現在、スクールバスを運行するいくつかの養護学校では、その乗車時間が90分以上かかっている現状があり、児童生徒の通学時間の短縮が課題となっています。

### 《 中 略 》

## (3) 特別支援学校の整備と適正配置の視点

「三重県における特別支援教育のあり方（報告）」で示された、以下の5つの視点を踏まえながら、特別支援学校の適正な配置を計画的に進める必要があります。

- ① 特別支援教育の理念や重複障がいが増加している現状を踏まえ、可能な限り複数の障がいに対応できる。
- ② それぞれの地域の状況を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒が可能な限り地域の身近な所で教育を受けることができる。
- ③ 障がいの特性に応じ、学校教育の中で同一障がいの幼児児童生徒による一定規模の集団が、可能な限り確保される。
- ④ 障がい種別に応じた、より専門性の高い教育を受けることができる。
- ⑤ 地域における特別支援教育に関するセンター的機能が発揮できる。

また、「三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」の審議過程の中では、次のような意見も出されました。

- ・ それぞれの地域において、すべての障がい種に対応した教育が可能となるよう、特別支援学校を配置することが必要である。
- ・ 知的障がい養護学校高等部における、卒業後の就労をめざした指導を充実させるため、高等部のみの特別支援学校（高等特別支援学校【仮称】）の設置について検討することが必要である。
- ・ 特別支援学校の整備を進めるにあたっては、既設の施設・設備（小学校、中学校、高等学校を含む）を有効に活用しながら進める必要がある。

これらの視点から特別支援学校の整備を進めていくには、障がいのある幼児児童生徒の日常生活や、将来的な社会自立の支援基盤でもある障害保健福祉圏域も考慮して、地域の特性や広域的な連携を踏まえた特別支援学校の配置のあり方を検討することが重要です。

## 《 中 略 》

### 【具体的施策】

#### 計画期間

特別支援学校の再編整備についての計画期間は、県の総合計画「県民しあわせプラン」戦略計画も踏まえた上で、4年間をひとつの区切りとし、具体的施策の進捗状況や社会の動向等を勘案しながら、中・長期的な視点に立って、段階的に進めています。

特別支援学校の再編整備計画期間

期間＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27～
第1次計画期間				➡					
第2次計画期間					➡				
第3次計画期間								➡	

### 特別支援学校への移行に向けた準備

(1) 複数の障がい種別に対応できる特別支援学校の整備について検討します。

現在の盲・聾・養護学校は、専門性の高い指導や充実した施設・設備の下で、障がいが重いあるいは重複している幼児児童生徒の自立を促進する教育を行っています。今後は、これまで培ってきた専門性や児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえ、複数の障がい種別に対応するため、「教育部門」障がい種別や教育形態に対応する専門的な教育を行うセクション）を備えた特別支援学校に移行します。

知的障がい養護学校においては、聴覚障がいの教育部門に対応できるように、緊急時の赤色灯などの必要な整備を進めます。

肢体不自由養護学校においては、視覚障がいの教育部門に対応できるように、点字ブロックなどの必要な整備を進めます。

### 《 中 略 》

### 中・長期的な計画による整備

(1) 障害保健福祉圏域等における関係機関との連携を踏まえ、特別支援学校の適正な配置について検討します。

特別支援学校については、個別の教育的ニーズに基づく一貫した支援を図るため、医療・保健・福祉・労働の関係機関との緊密な連携を図ることが必要です。また、地域の小・中学校からの要請に応じて指導・助言等の支援に努める必要があることから、障害保健福祉圏域・通学区域等も考慮に入れた配置のあり方を検討します。

一方で、今後も在籍児童生徒数の増加が見込まれる特別支援学校については、過密な状況の解消につながる対応を進めます。

(2) 盲学校、聾学校の専門的な機能を向上し、特別支援学校や小・中学校等を支援します。

盲学校、聾学校は、それぞれ視覚障がい、聴覚障がいを対象とした拠点的な機能をもった特別支援学校として、一貫した教育を取り組むとともに、専門性を活かして県内全域の支援を進めます。また、就労の促進を図るため、高等部、高等部専攻科の今後のあり方について検討します。

聴覚障がいのある幼児にとっては、早期からのコミュニケーション能力の獲得をめざした体系的な指導が重要であることから、引き続き聾学校に幼稚部を設置し、教育の充実を図ります。

視覚障がいのある児童にとっては、歩行訓練や触察訓練等、特別な技能をもった指導者による専門的な指導を早期から受けることが、将来の自立や社会生活を営む上で重要です。

盲学校、聾学校においては、視覚障がい教育、聴覚障がい教育の拠点的な特別支援学校としての機能を発揮し、今後も専門性の向上に努めるとともに、他の特別支援学校の視覚障がい部門、聴覚障がい部門への支援が行えるよう、センター的な役割を担います。また、特別支援学校とのネットワークにより、複数の障がい種別への対応を進めます。

(3) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育環境の充実を図ります。

近年、盲・聾・養護学校の幼児児童生徒等の障がいの重度・重複化が進んでおり、特に肢体不自由養護学校においては、この傾向が著しくみられます。平成18年度は、肢体不自由養護学校の児童生徒327人のうち、278人(85%)が重複学級に在籍しており、また、医療的ケアが必要な児童生徒は、52人が在籍しています。

今後、障がいの重度・重複化に対応できるよう、医療的ケアの実施体制を充実させ、児童生徒の健康・安全を保障できる環境の整備に努めます。

そのために、医師又は看護職員の資格をもたない教員に対して、医学一般(基礎・専門)研修<sup>\*14</sup>を充実させ、看護師と連携・協力できる教員を育成します。

(4) 高等学校再編活性化も踏まえ、既存校の増改築や既存施設の有効活用を図りながら、特別支援学校の整備を進めます。

特別支援学校の整備にあたっては、現在の養護学校の配置の見直しや、北勢及び南勢地域における対応が急務となっている状況を踏まえながら検討を進めるとともに、高等学校の再編整備による校舎の再利用なども含め、中・長期的な計画に基づいて学校整備を進めます。

(5) 特別支援学校の設置状況に合わせて、スクールバスの適正な配備を進めます。

特別支援学校の整備に合わせ、在籍する児童生徒の通学手段を確保するとともに、長時間乗車の改善と通学時の安全確保、校外学習などの生活体験の拡大、保護者の負担軽減等の視点から、各特別支援学校におけるスクールバスの配備状況や運行経路を見直し、適正な配備について検討します。

(6) 寄宿舎の集団生活に効果的な規模の確保と適正な配置をめざします。

今後、特別支援学校の規模と配置の適正化が進むことにより、通学の状況が改善され、寄宿舎への入舎対象者がさらに減少していくことが推測されます。そのため、施設や機能の活用の視点を含めて寄宿舎のあり方を見直し、規模と配置の適正化を進めます。

《 以 下 略 》

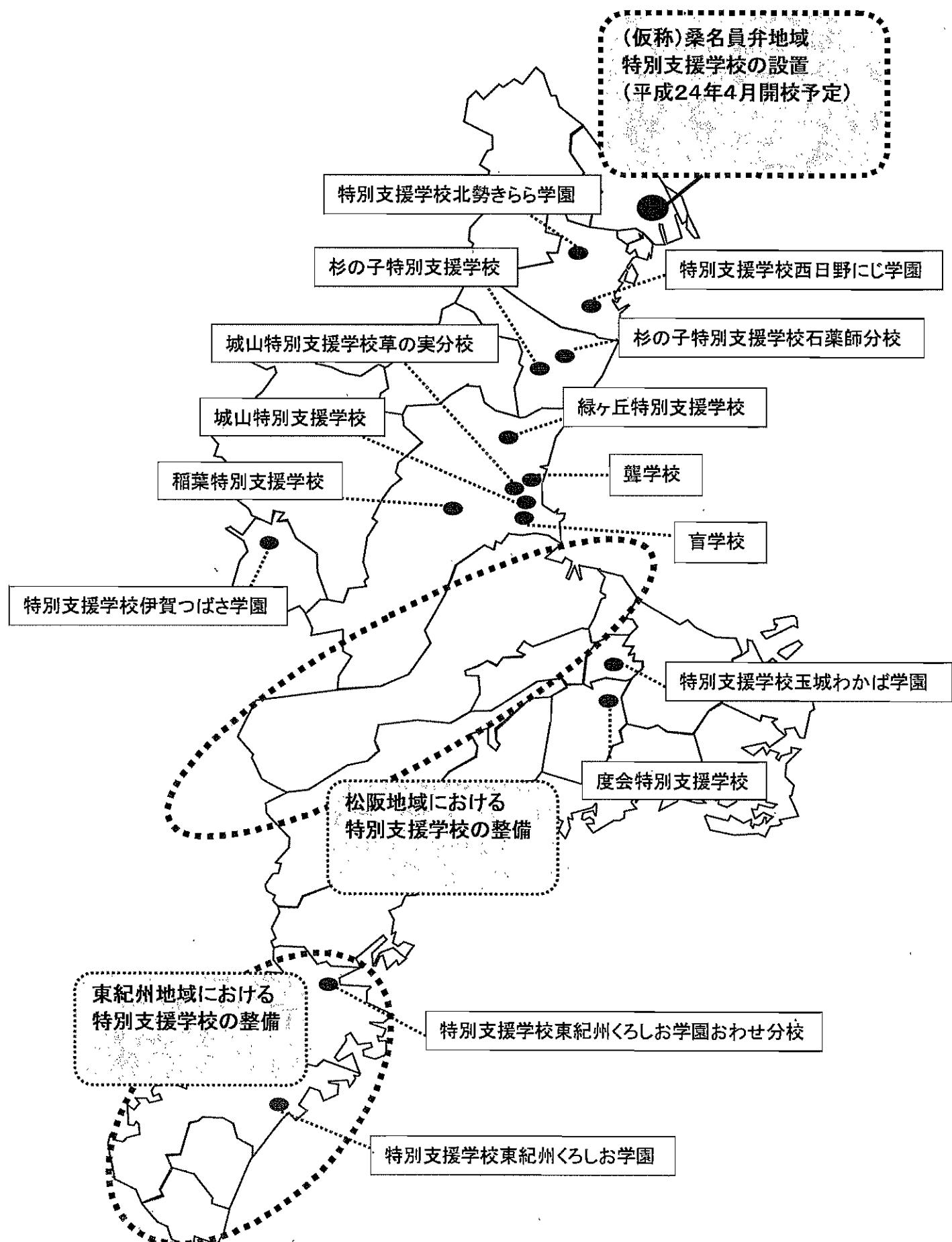
---

\*14 医学一般(基礎・専門)研修

重度の障がい・疾病のある児童生徒について、医療上の専門的な対処方法に関する理解を図る目的で実施している研修。

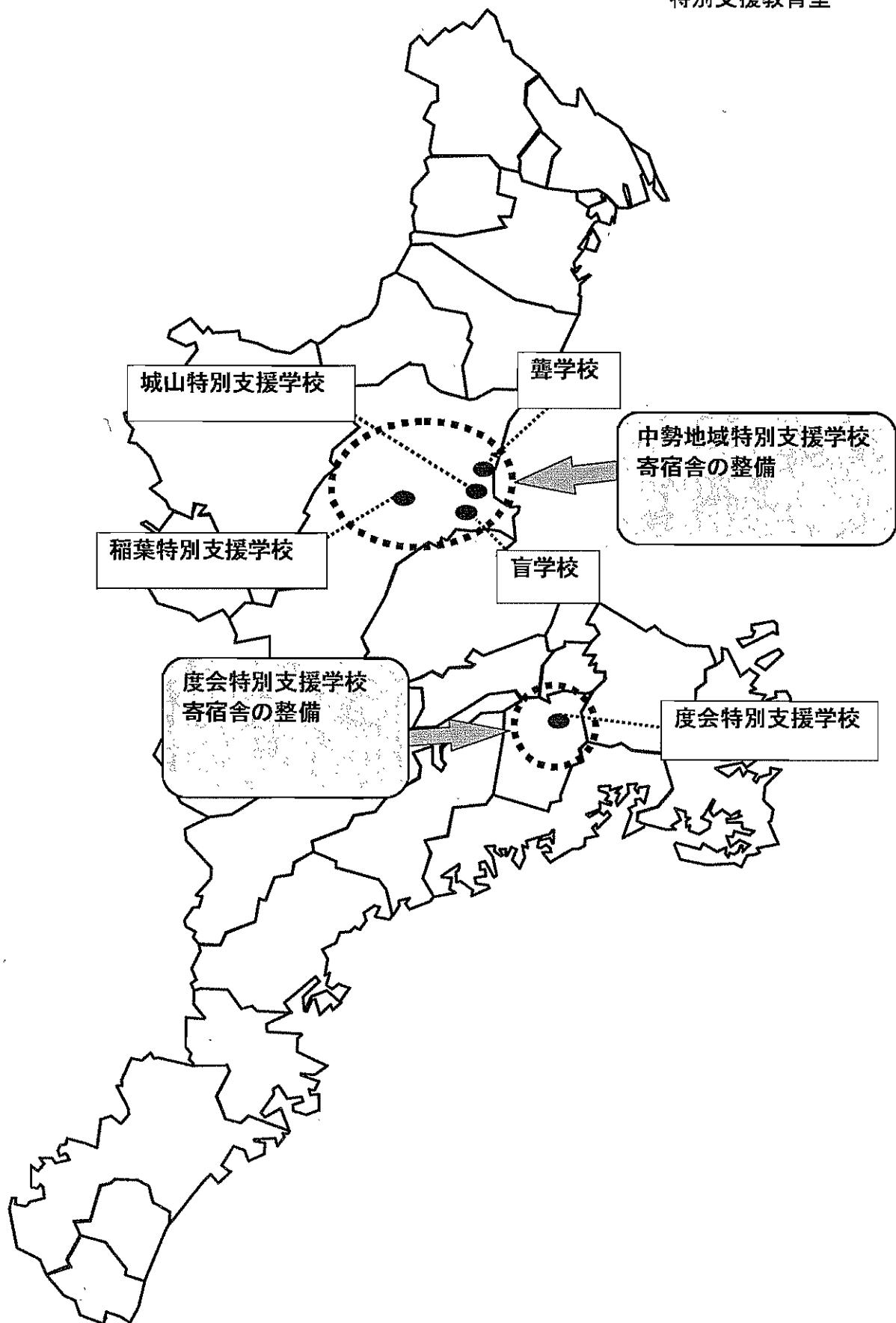
# 県立特別支援学校配置図

平成22年4月現在 特別支援教育室

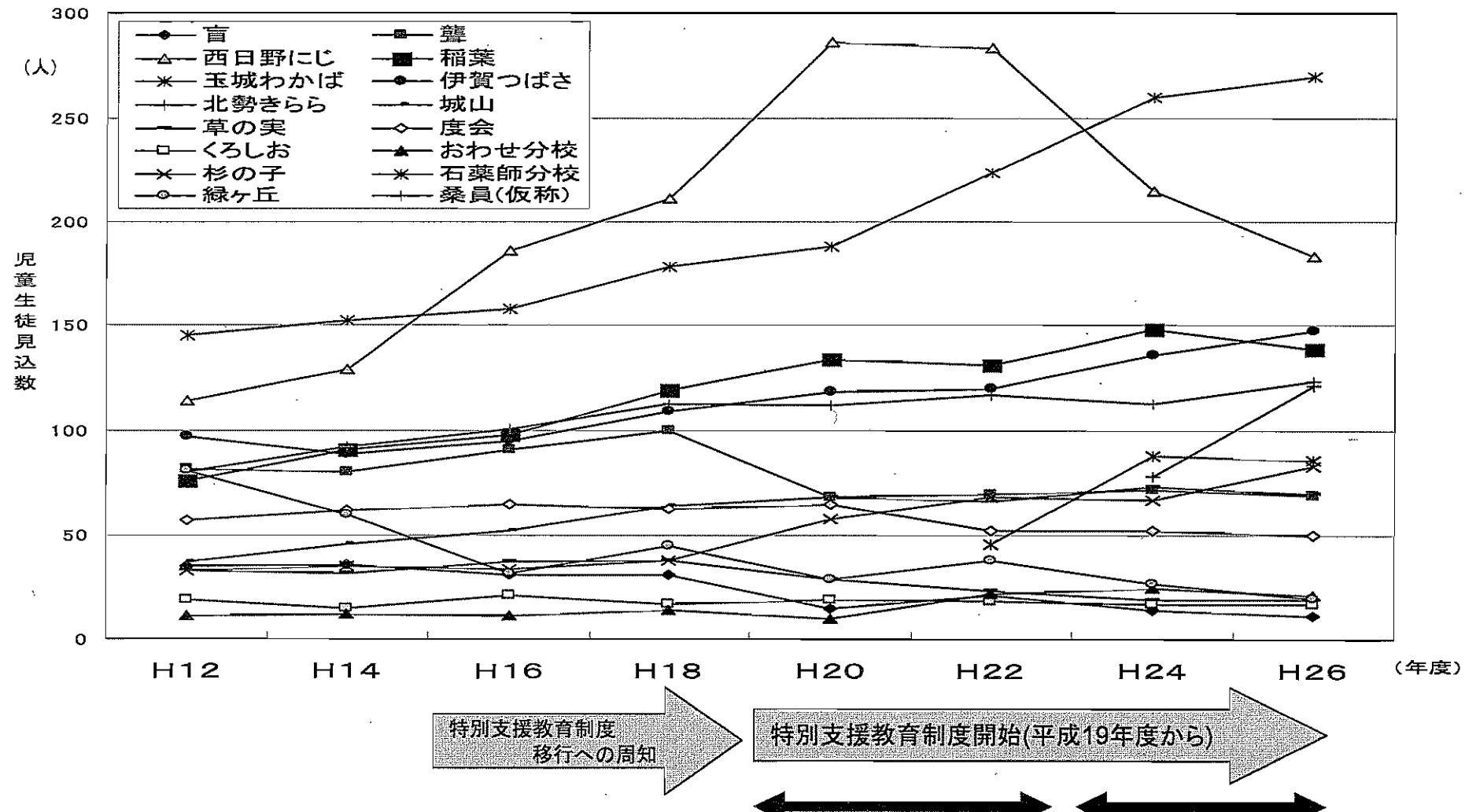


## 県立特別支援学校寄宿舎配置図

平成22年4月現在  
特別支援教室

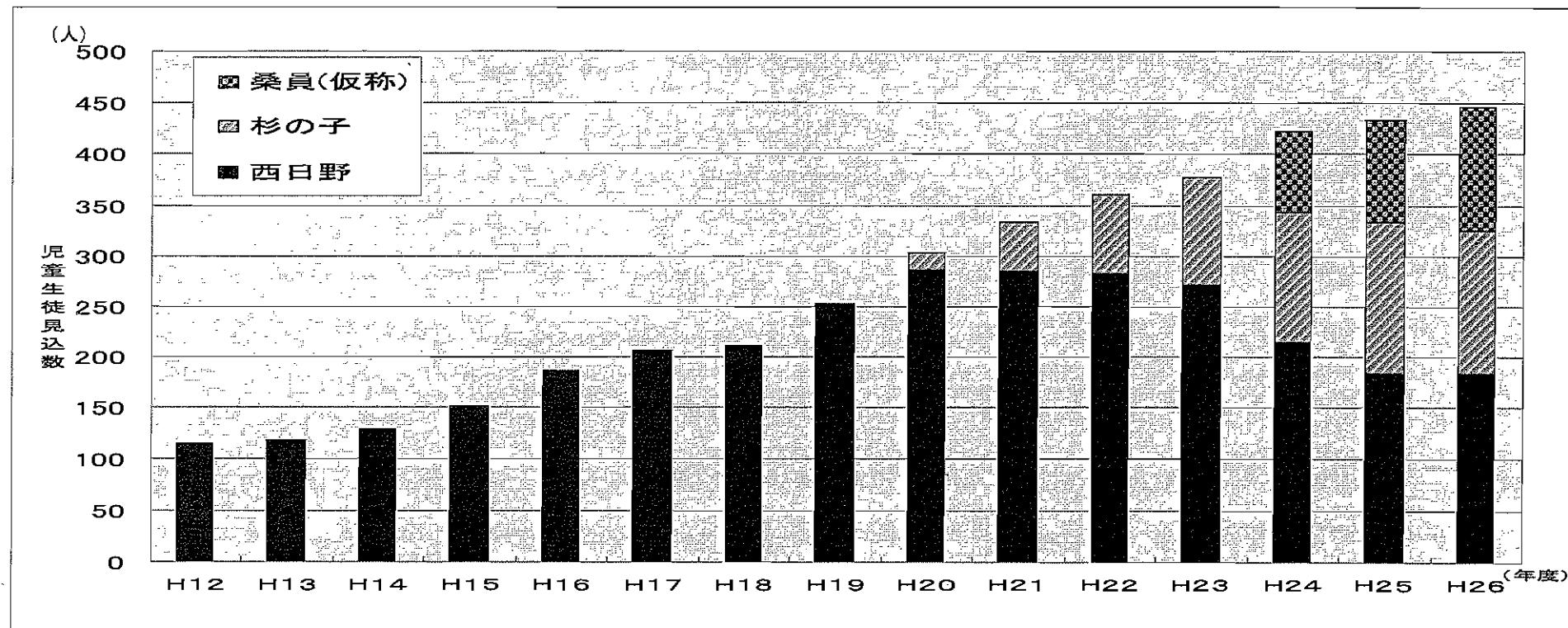


# 各県立特別支援学校における児童生徒数の推移と今後の見込



(注) 平成22年5月1日現在の特別支援学校の在籍者をベースに、各市町の小中学校における特別支援学級から特別支援学校への平均入学率や就学実績を参考に見込んだものであり、今後の特別支援学級の在籍児童生徒数の変化に伴い、見込み数に変動が生じる可能性があります。

## 北勢地区特別支援学校児童生徒数(知的障がい教育部門)の推移と今後の見込



学校名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
西日野	114	118	129	152	186	206	211	252	286	285	283	272	215	183	183
杉の子									18	49	78	105	129	151	142
桑員												78	99	121	

特別支援教育制度  
移行への周知

特別支援教育制度開始(平成19年度から)

(注) 平成22年5月1日現在の特別支援学校の在籍者をベースに、各市町の小中学校における特別支援学級から特別支援学校への平均入学率や就学実績を参考に見込んだものであり、今後の特別支援学級の在籍児童生徒数の変化に伴い、見込み数に変動が生じる可能性があります。

整備第一次実施計画

整備第二次実施計画